

訓子府町下水道事業地方公営企業法適用基本計画書 【概要版】

第1章 基本事項

1. 基本計画書策定の目的と公営企業会計適用のメリット

基本計画書は下水道事業（以下「農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業」をいう）について、経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化と適切な資産管理を図るために、会計方式を「官公庁会計方式」から「公営企業会計方式」へ移行し、地方公営企業法の適用（以下「法適用」とする）を受けるにあたって課題や条件を整理し、円滑かつ効率的な移行を実現することを目的とします。

法適用し、公営企業会計を導入することの基本的意義としては、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うことにより、官公庁会計に基づく経営分析に比して、将来の収支見通し等をよりの確に行うことが可能となり、他の公営企業や民間企業との比較を通じ、適切な経営方針の決定をすることが可能となる点が挙げられます。

下水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保するために、公営企業会計を適用し、それに基づく経営を行っていくことの必要性がますます高まっているという状況です。

図表1-1 地方公営企業法適用の主なメリット

項目	内容
経営情報の把握（損益・ストック情報）	経営の基本計画である「経営戦略」の策定に必要な情報を得ることができる。 減価償却費が導入され、資産の老朽化の把握が可能となり、更新計画等の策定に役立つ。 期間損益計算による原価が明確化になり適正な料金の算定が可能。
企業間での経営状況の比較	他の類似の公営企業や民間企業との比較が可能となり、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断できる。
ガバナンスの向上	比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化等開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待される。
経営マインドを持った人材の育成	発生主義等企業会計的な知識を持った人材が地方公共団体全体で育成される。 コストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識し、最少の経費で最大の効用の発揮を図る、経営マインドを持った人材の養成が見込まれる。

2. 地方公営企業法適用に関する国の動き他団体の状況

総務省では近年、事業収支規模が大きな事業として当然に地方公営企業法が適用される7事業の他、簡易水道事業や下水道事業に対して地方公営企業法の適用を推進しています。

今般「平成 31 年 1 月 25 日付総財公第 9 号総務大臣通知」により、人口 3 万人未満の市町村の簡易水道事業と集落排水事業及び浄化槽事業を含む下水道事業についても令和 6 年 3 月 31 日までに地方公営企業法非適用企業の公営企業会計への移行を要請されることとなりました。

人口 3 万人以上の団体では公営企業会計適用の取組が進んでおり、令和 2 年 4 月 1 日時点では簡易水道事業の 96.5%、下水道事業（公共下水道事業）の 99.9%が公営企業会計を適用済みです。一方で人口 3 万人未満の団体では簡易水道事業の 69.1%、下水道事業の 66.7%が「適用済」又は「適用に取組中」となっています。

3. 下水道事業の法適用

町では地方公営企業法を適用し公営企業会計を導入するメリットが高いこと及び総務省の要請があることから下水道事業の法適用をすることにしました。

法適用の実施年度は固定資産調査や例規整備等一定の期間を要することから令和 6 年 4 月 1 日の法適用を目標に移行事務に取り組んでいきます。

第2章 移行事務の全体像

1. 法適用に係る事務内容

法適用に係る事務内容は、「事前準備」、「移行事務」、「日常経理・決算（移行後の運用）」の 3 つの工程に区分され、「事前準備」は会計適用以外の項目についても併せて検討する必要があります。

また、移行事務は「固定資産台帳の整備」、「各種システムの整備等」、「法適用に伴う事務手続き」、「法適用初年度の予算」、「打切決算」に区分されます。事務の分量としては、固定資産台帳の整備が大きな割合を占めており、一般的には早期に着手すべき事務とされていますが、その他の事務も時間を要するものがあります。例えば、固定資産の量が少ない事業でも、財務会計システムの整備や出納取扱金融機関との調整、例規整備等、外部の事業者や他部署との調整に一定の時間を要しますので、早期に着手しなければならない場合もあります。

図表2-1 法適用に係る作業工程



2. 委託の活用の検討

固定資産台帳の整備、システム整備や例規を含めたその他移行事務手続きについては、資料の把握や整理事項が多岐に及ぶことから、短期間に職員だけで事務を行うことが困難であり、業務委託を活用する必要があります。

一方で移行事務のすべてを委託すると費用が多額となること、また、法適用後の事務は職員が主体的に担わなければならないこと等から、過去の調査結果を活用し過度に精緻な固定資産調査を求めないこと、水道事業で使用しているシステムを拡張使用する等事務内容を精査し、職員で対応できる部分は町で行う等の工夫をすることが重要となります。

第3章 下水道事業について

1. 下水道事業の概要

(1) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、さわやかで快適な町づくりを通じて、ふるさとのゆたかな自然と美しい環境を子孫に引き継いでいくことを目的に整備をすすめています。

平成4年度(1992年度)訓子府地区、平成9年度(1997年度)末広地区、平成11年度(1999年度)に日出地区において供用を開始し、現在3地区の処理センターが稼働しております。

(2) 個別排水処理施設整備事業

集合処理に適していない散居している農家地区に対して生活雑排水の処理及びトイレの水洗化促進を図り、生活環境の改善、農業用排水の水質保全を事業目的とし平成11年度(1999年度)より町が設置する合併処理浄化槽(個別排水処理施設)の供用を開始いたしました。

2. 担当組織

下水道事業は上下水道課でその事務を担当しています。

図表3-1 上下水道課各係事務分掌

上下水道課長	1名(建設課長兼務)	
業務係	2名 (係兼務1名)	水道事業の企画・運営・総合調整、出納会計事務、水道料金
施設係	3名 (係兼務2名)	水道用水の供給、水道施設の設計・維持・管理
下水道係	3名 (係兼務2名)	下水道事業の企画・運営・工事、施設の維持管理、水洗化の普及、受益者分担金、下水道使用料

第4章 全部適用・財務適用の検討

1. 全部適用と財務適用

法適用に当たり、全部適用とするか、財務適用とするかを選択する必要があります。なお、任意の規定のみを選んで適用することはできません。

地方公営企業法全体を適用するのが全部適用、法の条文のうち財務規定及び雑則の全てと総則の一部分を適用するのが財務適用となります。全部適用と財務適用とでは、特に「組織体制」「職員の身分」の部分があるか無いかで大きく異なります。

2. 適用範囲の検討

適用範囲の検討に当たっては事務執行体制や組織の違いの他に、先行して法適用している会計の有無も考慮する必要があります。

下水道事業においては、以下の理由から全部適用を選択します。

(1) 水道事業と一体化した運営

すでに法適用している水道事業（簡易水道事業）と一体化した企画・運営、維持管理業務を行い、経理会計業務については、共通化できる部分を増やし業務の効率化を図ることが可能となります。

また設置条例や会計規程等を共通にすることも可能であり、例規面でも組織の統合をすることができます。

(2) 庁内事務負担の効率化

財務適用とし、下水道事業に係る出納事務について会計管理者に委任した場合、出納係の方でも官公庁会計とは相違する企業会計による伝票起票をする必要があります。出納係にとって初めての事務となり負担が大きくなるのに対し、上下水道課では水道事業での会計事務の実績があり、係内で担当を共通にする等事務の効率化を図ることができます。しかしながら、下水道事業の会計事務が増えることにより業務量が増えることになるので人員配置については配慮が必要になります。

3. 管理者非設置

全部適用とした場合は管理者を設置することができますが、町下水道事業において管理者を設置し、町長部局から独立した意思決定を行う必要は無く法適用済みの水道事業においても管理者を設置していないことから、管理者を設置せずその事務を町長が行うこととします。